

平成22年5月14日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730535
 研究課題名（和文） 法関連教育教材開発研究
 研究課題名（英文） A Study of Developing Teaching Materials of Law-Related Education
 研究代表者
 橋本 康弘（HASHIMOTO YASUHIRO）
 福井大学・教育地域科学部・准教授
 研究者番号：70346295

研究成果の概要（和文）：

本研究は諸外国の法関連教育教材を分析し、教材開発の参考にしつつも、日本の制度・文化・社会に対応し、学校教育の場で活用できる一貫したカリキュラムの構成の論理を踏まえた法関連教育教材を開発することを目的とした。本研究の結果、法関連教育のカリキュラムの構成の一学習形態である「紛争解決学習」や「法原理学習」の教材・授業を法曹三者特に弁護士と現場教員との共同作業で複数開発し、教育現場での実践も試みた。また「紛争解決学習」を組織する場合、法曹三者との連携の元で授業を作ることの重要性を認識することができた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to develop teaching materials of law-related education. The results are as follows.

(1)I and lawyers and schoolteachers developed many teaching materials of law-related education, “conflict-resolving program” and “lesson plan that teaching legal-principle ” particularly.

(2)It is important to develop teaching materials of law-related education by collaborating with lawyers and schoolteachers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	300,000	1,900,000

研究分野：社会科教育学，法関連教育

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：教材開発，社会科教育学，法関連教育，公民教育

1. 研究開始当初の背景

「社会で進む規制緩和等で、国民が自由に

活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から様々な紛争が生じることが予想され、こ

うした紛争を法に基づいて解決する必要性が生じる。また今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められるようになる」

(法教育研究会, 『はじめての法教育』, ぎょうせい, p. 2, 2005 年)

このような社会の変化の下で、

○「(国民一人一人が) 仮に紛争に巻き込まれた場合でも法やルールにのっとった適正な解決を図るように心がける」(前掲書, p. 3.) 必要があり、紛争に対して法やルールにのっとった適切な解決を可能にする教材開発を進める必要があること(以下、このような学習を紛争解決学習と略す)。

○「このような制度改革が実りあるものになるためには、何よりもまず、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない」(前掲書, p. 3.) のであって、「法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているのかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けなければならない」(前掲書, p. 3) と指摘でき、このような認識形成や能力育成を図るために、法やルールの背景にある価値を対象とした学習(以下、法原理学習と略す)や司法・裁判の役割を対象とした学習(このような学習は、法制度学習、法機能学習に該当する)、更に司法制度に適切に参加する力を育成する学習(このような学習は、法システム関与学習に該当する)が不可欠となり、そのための教材開発を進める必要があること。

○中央教育審議会答申の中で「新しい教育課題」として「法に関する学習の充実」が取り

上げられ、学習指導要領の改訂で法の学習が重視されるようになったこと。

以上のような社会的要請がある中で、それまでの法関連教育の教材開発研究は次のような問題があった。

○弁護士会等が作成する法関連教育教材は模擬裁判が中心で、法機能学習等に含まれる教材がほとんど開発されていないし、小・中・高校用に教材は作成されているが、一貫したカリキュラム構成原理に基づいて作られているものでなく、「場当たりの」な教材になっていること。

○司法書士会等が作成する「法関連教育教材」は、悪徳商法にだまされないようにするための消費者教育的な内容が中心で、前述のような法関連教育が求める教育内容とは必ずしも一致しないし、小・中・高校用に教材は開発されているが、一貫したカリキュラム構成原理に基づいて作られているものでなく、同じく「場当たりの」な教材になっていること。

○法務省が作成した法関連教育四教材(「ルは、法原理学習や紛争解決学習、法制度学習や法機能学習を視野に入れた教材になっているが、中学校用の教材開発に止まっており、また一貫したカリキュラム構成原理に基づいて作られているものでなく、同じく「場当たりの」な教材になっていること。

○実践家の中には、アメリカの法関連教育教材を翻訳し教材化し、授業を行う者もいた。その場合、アメリカの教材そのまま授業を行い場合、日本の制度・文化・社会の違いから、日本の実情に必ずしも合致したものではなかった。

○社会を安定させ作り出していく基盤はルール(法)である。子どもたちがルール(法)を批判的に検討することでルール(法)を「作り出す」ことは「社会を作ること」につながる

る。しかし、前述の教材は、子どもたちの「社会化」（体制化される）を目指すものになっているが、子どもたちの「対抗社会化」（体制を変革する）を目指すものとはなっていない。市民性教育である法関連教育には、市民が社会の基盤である以上、市民が（法）体制を作り出すのであり不要となった（法）体制を変革するといったことも可能にする教材開発（以下、法反省学習や法批判学習と略す）が必要になってくるが、これまでこのような教材開発は研究代表者（橋本康弘・野坂佳生、『“法”を教える 身近な題材で基礎基本を授業する』、明治図書、2006年）が進めてきた以外例はない。なお、橋本・野坂前掲書では、学習類型に沿った教材プランをいくつか例示されているが、紛争解決学習は小学校や中学校段階だけのプラン例示に限られているし、法システム関与学習の事例は提示されていないといった問題点がある。

法関連教育が求められる背景、法関連教育が当時抱えていた課題は上記のようなものであった。

2. 研究の目的

本研究では、1で前述した社会的要請やこれまでの法関連教育教材開発研究の問題点を克服するために、小・中・高校一貫したカリキュラム構成原理に基づいた法関連教育の教材を開発する。すなわち、それぞれの学習類型（法制度学習・法機能学習・法原理学習・紛争解決学習・法システム関与学習・法反省学習・法批判学習）に沿った小・中・高等学校一貫したカリキュラムの「枠組み」に基づく教材プランを開発するものであった。

3. 研究の方法

研究の方法としては、研究代表者の科学研究費補助金・若手研究（B）（平成15年度～17年度）「初等・中等教育における一貫した法教育カリキュラムの開発」で行ってきたア

メリカ法関連教育の教材分析研究の過程で明らかになった法関連教育の内容編成の類型化（橋本康弘、アメリカ法関連教育内容編成の類型化—市民性育成の論理—、全国社会科教育学会第52回全国研究大会発表資料、2003年）及びカリキュラム設計に関する研究報告（橋本康弘、発達段階に応じた法教育の在り方—高等学校での実践を中心に、）法務省法教育推進協議会第7回における講演録）を手がかりに教材プランを開発することとした。また、アメリカやイギリスの教材を分析し、その授業構成を参考にしつつ、小学校や中学校、高等学校の教育現場の先生方や、法曹関係者、特に福井弁護士会所属の弁護士の先生方との共同作業の下で、教材プランの開発を進めていった。

4. 研究成果

まず、研究成果として取り上げられるのは、アメリカやイギリスでの法学習の展開を参考にしつつ、主として、前述の紛争解決学習や法原理学習、などに該当する小・中学校で実施可能な教材を現場教員や弁護士とともに共同開発できたこと（後掲、図書や雑誌論文参照）である。特に、子どもの「切実性」を重視し、また、この事例を通して何を学ばせるのかを措定し、そして、一つの教材を学年段階を変えて使用する場合、どのような授業展開が可能になるのかということを考慮に入れて授業づくりを行った。また、紛争解決学習を組織する上で必要な留意点として、紛争を解決するための「法的思考枠組み」が必要であることが解明され、「法的思考枠組み」は、法曹三者特有のものであり、紛争解決学習を組織する上では、法曹三者の共同作業が不可欠であることが判明した。また、その「思考枠組み」に沿って子どもたちが問題を解決することが、子どもたちの法的思考をのばすことになるということである。例えば、小学校の法原理学習の教材開発の一例を紹介しよう。この場合、以下のような手順で教材開発を行った。

（1）小学校で子供たちが興味を持って「思考」する「法的」な教材の検討・開発：「ルールのランキング」

この場合、「ルールのランキング」を採用した。「ランキング」（序列付け）の手法は、

子供たちに「ゲーム感覚」を持たせることが可能であり、子供たちが教材に興味を持って取り組みやすくなること、「ランキング」を子供たちが行うことで、なぜそう序列付けできるのかについて「深く」考えることが可能になること等が考えられる。また、ランキングするルールは、身近な学級のルールを取り上げることで子供たちに「切実感」を持たせた。なお以下が今回取り上げたルールである。

- ①人を殴ってはいけない
- ②給食を残してはいけない
- ③廊下を走ってはいけない
- ④人の悪口を言わない

また、高学年では「遅刻をしない」、「信号無視はしない」を付け加えて取り上げた。

(2)「法的」な教材に対応した「法的な思考」のための「法的な思考枠組み」の措定：「保護法益の重要性と法益侵害が発生する危険性」

この場合、前述の「ルールのランキング」を行うために、「法的な思考枠組み」としての「保護法益の重要性と法益侵害が発生危険性」を採用した。図1の縦軸は「保護法益の重要性」であり、保護法益の事例として「本人の利益」「財産」「人格」「生命・人体」を位置づけており、上にいけばいくほど、保護法益の重要性が高まるといったこと、また、横軸はその「法益侵害が発生する危険性」をとり、右にいけばいくほど、法益侵害が発生する危険度が増すことになる。この「法的な思考枠組み」を用いて子供たちは「ルールのランキング」を解決することが可能になるし、ルール・法社会が、「本人の利益」よりも「財産」を、また「財産」よりも「人格」を、「人格」よりも「生命・人体」を重視していること、また保護法益に対して侵害が発生する危険性によって、この4つの法益の「重要度」が変わる可能性があることを理解することが可能になる。

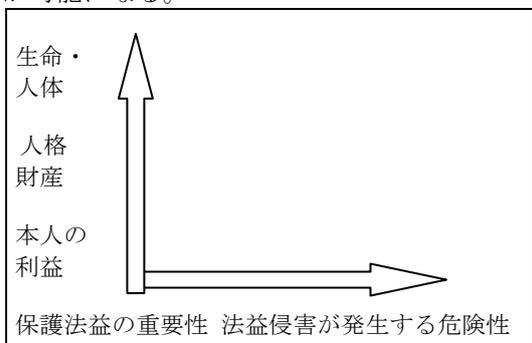


図1 「法的な思考枠組み」としての「保護法益の重要性と法益侵害が発生する危険性」

(3)教材と「思考枠組み」を組み合わせて、低学年・中学年・高学年に対応した授業の作成し、授業の実施：目標としての「意識」「理解」「適用」

この場合、「ルールのランキング」について、低学年では「ルールのランキング」を通して、ルールとそのルールが存在する理由を子供たちに考えさせることで、前述の「法的な思考枠組み」の存在について意識づけることを学習目標とした授業を構成した。中学年では「ルールのランキング」をする際に必要な「法的な思考枠組み」の縦軸と横軸についてそれぞれを理解させることを学習目標とした授業を構成した。高学年では、「法的な思考枠組み」を子供たちに提示し練習問題を使って理解させた後で「法的な思考枠組み」を用いて、低学年用の4つのルールの他の二つを付け加え、ランキングさせる。また、ランキングの後で、社会的事象に関する問い（「救急車はなぜ信号無視をして良いのか」等）について説明させる授業（「本人の利益を守るためにある『信号無視をしない』ルールであるが、保護法益上、「(他人)の生命・人体」が重視されるし、法益侵害が発生する危険性が高いため『救急車は信号無視をしてもよい』ことになる）が展開される。この段階は、六つのルールを子どもたちにランキングさせることを通して「法的な思考枠組み」を理解させると同時に、この思考枠組みを子どもたちが社会的事象に適用することを学習目標とした授業を構成した。

以上のような手順で教材・授業開発をおこない、学校で起こる紛争なども事例にしながら教材開発を繰り返し行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計25件)

(1) 橋本康弘「公民授業の新展開－社会形成を行う法授業の意義－」、『社会系教科教育研究』第20号, 査読あり, 社会系教科教育学会, 2008年, pp. 71-80.

(2) 橋本康弘『『法教育』実践のための覚書－小、中学校新学習指導要領を読み解く－』、『自由と正義』Vol159 第10号, 査読なし, 日本弁護士連合会, 平2008年, pp. 31-38.

〔学会発表〕（計10件）

(1) 橋本康弘, 後藤正邦, 端将一郎, 野坂佳生「中等法関連教育の教材開発—校則の教材化を視点にして—」第21回社会系教科教育学会自由研究発表, 2010年2月21日

(2) 菊地八穂子, 井上毅, 橋本康弘「初等法関連教育の教材開発—社会科憲法学習の改善を目指して—」第21回社会系教科教育学会自由研究発表, 2010年2月21日

(3) 橋本康弘「社会的価値を扱う社会科授業構成」第20回日本公民教育学会自由研究発表 2009年6月20日

(4) 橋本康弘, 野坂佳生, 森川禎彦「『法的な思考』を育成する中等教育段階の教材開発研究」第58回日本社会科教育学会自由研究発表, 2008年10月11日

(5) 橋本康弘「『民主主義社会』の直接形成を目指す公民授業の創造—法的社会参画学習の意義—」第56回全国社会科教育学会・第19回社会系教科教育学会合同大会課題研究発表, 2007年10月28日

(6) 橋本康弘, 野坂佳生, 白木一郎「『法的な思考』の育成を目指す教材開発研究—小学校を事例として—」第57回日本社会科教育学会自由研究発表, 2007年10月7日

〔図書〕（計8件）

(1) 橋本康弘「法関連に関する授業開発—現代社会『性犯罪者のプライバシーを考える』—」社会系教科教育学会編『社会系教科教育研究のアプローチ—授業実践のフロムとフォー—』学事出版, 2010年, pp. 257-264.

(2) 橋本康弘編『教室が白熱する“身近な問題の法学習”15選—法的にはどうなの？子どもの疑問と悩みに答える授業』明治図書, 2009年. 158頁

(3) 橋本康弘「発達段階に応じた法教育の在り方—高等学校での実践を中心に」大村敦志／土井真一編『法教育のめざすもの—その実

践に向けて—』商事法務, 2009年, pp. 235-255.

(4) 橋本康弘, 白木一郎「小学校低学年における法的アプローチを基盤にした授業開発—「ルール学習」の改善のために—」日本社会科教育学会編著『社会科授業力の開発 小学校編』明治図書出版社, 2008年, pp. 9-23.

(5) 橋本康弘「イギリスのシチズンシップ教育と法学習から学ぶ」江口勇治・磯山恭子編著『小学校の法教育を創る』東洋館出版社, 平成20年, pp. 186-196.

(6) 橋本康弘「イギリスのシチズンシップ教育と法学習から学ぶ」江口勇治・大倉泰裕編著『中学校の法教育を創る』東洋館出版社, 平成20年, pp. 226-236.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO YASUHIRO)
福井大学・教育地域科学部・准教授
研究者番号：70346295

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし